

# 「三重県二級建築士及び木造建築士の懲戒処分の基準」 の一部見直しについて（概要）

## 1 見直しの趣旨

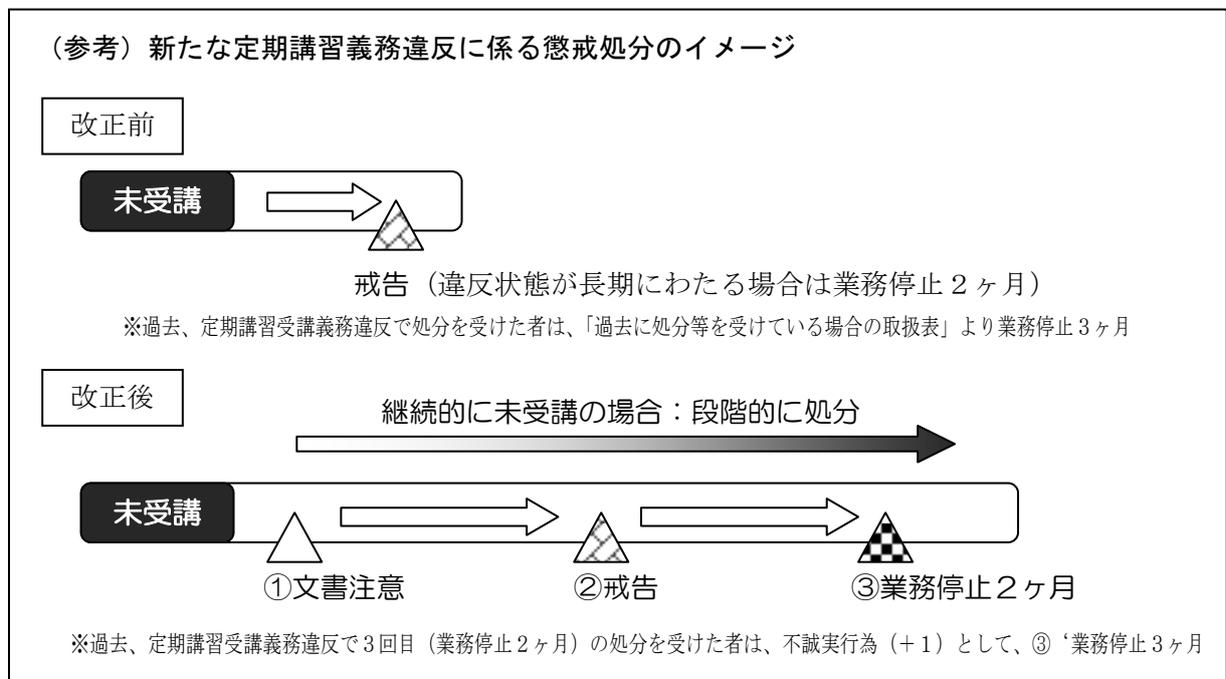
この基準は、二級建築士及び木造建築士の行う業務に係る不正行為等に厳正に対処することにより建築士の業務の適正を確保することを目的とし、建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項の規定に基づく懲戒処分を行う場合の基準として制定されています。

建築士法第22条の2の規定により、建築士事務所に所属する建築士は定められた講習を受講する義務があります。現在の基準では、受講義務違反について、戒告（または業務停止2ヶ月）としています。

今回の見直しは、未受講者対策として、まず「文書注意（行政指導）」を行い、定期講習の受講を促した上で、それでもなお違反状態（未受講）が継続しているものに対して、「戒告」から「業務停止」と段階的に対応を強化することで受講を促すことを目的として行うものです。

## 2 見直しの概要

定期講習受講義務違反について、「文書注意（行政指導）」⇒「戒告」⇒「業務停止」と段階的に処分するために必要な規定（表1（ランク表）等）を整備する。



## 3 施行期日

平成29年9月1日（予定）